

天草市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する図書等（第2条―第4条）

第3章 建築物の建築に関する届出等（第5条―第8条）

第4章 雑則（第9条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する図書等

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の証明に関する図書）

第2条 建築主は、省令第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を市長に求める場合は、性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書（様式第1号）及び省令第2条第1項に規定する添付図書の正本及び副本を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請に係る変更が軽微な変更該当していると認めるときは、申請者に性能確保計画軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、当該証明書の交付は、前項の申請書の副本を添えて行うものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る変更が軽微な変更該当しないと認めるときは、軽微な変更該当しない旨の通知書（様式第3号）に第1項の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

4 市長は、申請に係る変更が軽微な変更該当するかどうか決定できないときは、その旨を書面（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請の取下げ）

第3条 前条第1項の申請者が、その申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(特定建築行為の完了検査申請に係る添付図書)

第4条 建築主は、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知する際に、当該申請に係る計画が法第11条第1項の規定に基づく特定建築行為に該当する場合は、建築基準法施行規則第4条の規定に基づく完了検査申請書に、以下の各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 省エネ基準工事監理報告書(様式第6号)(工事監理者の記名押印のあるものに限る。)

(2) 法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「性能確保計画」という。)に係る以下のいずれかの図書の写し

ア 法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に要した図書

イ 法第23条第1項の規定に基づく国土交通大臣の認定の申請に要した図書

ウ 法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請に要した図書

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画認定の申請に要した図書

(3) 前号の省エネ計画等に係る変更の申請を行っている場合は、当該変更に係る通知書等(建築基準法第6条第1項に規定する計画変更申請時に建築主事に提出していない場合に限る。)及びその申請に要した図書の写し

(4) 軽微な変更説明書(様式第7号)(性能確保計画に省令第3条の規定による軽微な変更があった場合に限る。)

2 前項第4号の軽微な変更説明書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付するものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更の場合 設計内容説明書A(様式第7号別紙)及び変更内容を説明するための図書

(2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更の場合 設計内容説明書B(様式第7号別紙)及び変更内容を説明するための図書

(3) 前2号に掲げる変更以外の変更の場合 第2条第2項に規定する性能確保計画軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書の写し

第3章 建築物の建築に関する届出等

(届出等に添えるべき図書等)

第5条 省令第12条第1項(省令第14条並びに省令附則第2条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。)に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 仕様書(仕上げ表を含む。)
- (4) 立面図
- (5) 各種計算書
- (6) 各種計算書の根拠を示す資料
- (7) 建築物の全部又は一部について、以下の各号に掲げる評価書等の交付を受けている場合は、当該評価書等の写し

ア 住宅の品質の確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認証書(戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。)

イ 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書(建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあつては、これに加えて、外皮基準に適合(共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合)しているものに限る。)

ウ 法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

エ 低炭素法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画認定通知書

- (8) 前各号に掲げるもののほか、建築物エネルギー消費性能基準に適合することの確認に必要な図書

2 前項第1号から第5号までの図書に明示すべき事項は、それぞれ省令第1条第1項の表明すべき事項の欄に定める事項とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる図書は、添付を要しないこととする。

- (1) 第1項第5号又は第6号に掲げる図書のうち、同項第7号に掲げる図書が添付されることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかであると認められる部分

に係るもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書

(届出等に係る計画の取りやめ)

第6条 建築主は、法第19条第1項若しくは法附則第3条第2項の規定により届出、又は法第20条第2項若しくは法附則第3条第7項の規定により通知した計画に係る行為を取りやめようとするときは、取止届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(指示、命令及び協議)

第7条 市長は、特定建築物に係る次の各号に掲げる指示、命令又は協議をするときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示してこれを行うものとする。

(1) 法第16条第1項、第19条第2項又は附則第3条第3項の規定による指示 省エネ措置の届出に係る指示書（様式第9号）

(2) 法第16条第2項、第19条第3項又は附則第3条第4項の規定による命令 省エネ措置の届出に係る命令書（様式第10号）

(3) 法第16条第3項、第20条第3項又は附則第3条第8項の規定による協議 省エネ措置の届出に係る協議書（様式第11号）

(指示に係る措置の報告)

第8条 法第16条第1項、第19条第2項又は附則第3条第3項の規定による指示を受けた者は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するための措置を検討し、実施しようとする措置の内容等に係る報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

第4章 雑則

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する